

第六次環境基本計画に向けた  
将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」に関する検討会  
開催要綱

## 1. 目的

平成 30 年 4 月策定された第五次環境基本計画（以下「第五次計画」という。）では策定後 6 年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うことが規定されており、令和 5 年度から中央環境審議会等で第五次計画の見直し、すなわち第六次環境基本計画（以下「次期計画」という。）の策定のための検討を行う必要がある。

第五次計画が策定された当時から、世界情勢や環境問題を取り巻く社会経済の状況は大きく変化している。こうした中、我が国は、炭素中立（カーボンニュートラル）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成に向け、2030 年・2050 年という中・長期目標の達成に向け、取組を進める必要がある。

このような、大きな状況の変化に対応しながら持続可能な経済社会を構築するためには、第五次計画に規定された、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」が必要である。そこで、本検討会では、我が国の経済社会活動と生活様式及び「失われた 30 年」の関係性を整理し、新型コロナウイルスの世界的まん延や地政学的危機及び GX の進展等新たな状況を踏まえた今後の環境・経済・社会のあり方を俯瞰した上で、国民の Well-being 及び生活の質の向上を上位の目的にした「新たな成長」の概念整理を行うとともに、環境政策による Well-being、生活の質の向上に向けた具体的な方向性を検討し、それに即した地方再生や国際戦略を検討することにより、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」について検討を行う。

本検討会の成果については、令和 5 年度中央環境審議会総合政策部会における次期計画策定に向けた議論において活用していくこととする。

## 2. 名称

本検討会は、「第六次環境基本計画に向けた将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」に関する検討会」と称する。

## 3. 検討事項

本検討会では、以下に掲げる検討を実施する。

- (1) 我が国の経済社会活動と生活様式及び「失われた 30 年」の関係性
- (2) 将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」の概念及びその具体的な方向性
- (3) 「新たな成長」に即した地方再生及び国際戦略のあり方
- (4) その他将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」に関する事項

## 4. 組織等

- (1) 本検討会は、委員 8 名で構成する。
- (2) 本検討会に座長を置く。座長は、本検討会を総理する。
- (3) 座長は、検討会に、必要に応じて有識者を招聘し、意見を聞くことができる。
- (4) 委員は、環境省大臣官房総合政策課の同意を得て株式会社価値総合研究所が委嘱する。
- (5) 委員の委嘱期間は、株式会社価値総合研究所が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。

#### 5. 開催時期・回数

令和 4 年 12 月～令和 5 年 3 月までに 4 回程度の開催とする。

#### 6. 審議内容等の公開等

本検討会は、公開で行うこととし、検討会資料も公開とする。

毎会議後、議事要旨を作成し、関係者に確認を得た後に公開することとする。

議事要旨の扱いは資料と同様とする。

#### 7. 庶務

本検討会の庶務は、環境省大臣官房総合政策課の同意を得て、株式会社価値総合研究所において処理する。

以上